

ストレスチェック 基本方針

株式会社 ドム
代表取締役社長 菊地 永一郎

● 実施目的

当社は、心の健康づくりおよび活気のある職場づくりを目的としてストレスチェックを従業員並びに一定の基準を満たしたスタッフの皆様に対し、毎年1回実施致します。

ストレスチェックの実施により、労働者のストレス程度を把握し、労働者自身のストレスへの気付きを促すとともに、働きやすい環境づくりを進めることによって、メンタル不調を未然に防止していきます。

● 実施要領・実施体制等

平成26年6月に改正された「労働安全衛生法」に基づき、平成27年12月より実施となる「心理的な負担の程度を把握するための検査等」を当社は、メンタルヘルス対策の一環としてストレスチェック制度を実施いたします。

受検及び面接指導は任意ですが、ストレスチェック制度をより効果的なものにする為に、全ての対象者に受検と協力をお願い致します。

また、ストレスチェックの種類や実施方法、実施者・実施事務従事者等は衛生委員会にて調査審議して決定し、ストレスチェック実施要領として周知します。

● 実施時期

毎年7月に実施致します。

● 実施対象者

社員・準社員・アルバイト・登録スタッフ（一定の基準を満たした）

● ストレスチェックに係る個人情報の取り扱い

- ・対象者の個人情報の保護への十分な配慮を行います。
- ・対象者に対して受検をしなかったり、医師面接指導を申し出なかったりしたことをもって不利益な取り扱いは行いません。

ストレスチェックの個人情報は、本人の同意なく、ストレスチェック実施を行う実施者・実施事務従事者以外には、知られることなく、また提供もされません。